

事務連絡
平成28年3月18日

建設業団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

低入札価格調査における基準価格の見直し等について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

平成26年6月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査における基準価格を適宜見直すこととされています。

今般、平成28年3月18日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」のうち現場管理費に係る部分の見直しが行われました（別添1参照）。また、同日付けで、国土交通省においても同様の見直しを行ったところです（平成28年4月1日以降に入札公告を行う工事が対象。別添2参照）。

これまで地方公共団体に対して、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け總行行第19号・国土入企第15号）等で低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すよう繰り返し要請してきたところですが、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に低入札価格調査における基準価格の見直し等を図るよう法第20条第2項に基づき改めて要請しておりますので、ご参考までにお知らせします。

(別紙)

總行行第216号
国土入企第19号
平成28年3月18日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)

各都道府県議会議長 殿
(議会事務局扱い)

各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

各指定都市議会議長 殿
(議会事務局扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

低入札価格調査における基準価格の見直し等について

ダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。)は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

平成26年6月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成26年9月30日閣議決定)では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格を適宜見直すこととされています。

今般、平成 28 年 3 月 18 日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）のうち、現場管理費について、品質確保の観点から、現場において必要とされる技術者の費用を計上することとし、算入率を 10 分の 8 から 10 分の 9 に引き上げる見直しが行われました（別添 1 参照）。また、同日付で、国土交通省においても同様の見直しを行ったところです（平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事が対象。別添 2 参照。）。

これまで「公共工事の円滑な施工確保について」（平成 28 年 1 月 22 日付け総行行第 19 号・国土入企第 15 号）等で低入札価格調査基準及び最低制限価格についてその算定方式の改定等により適切に見直すよう繰り返し要請してきたところですが、各地方公共団体におかれでは、今回の見直しを踏まえ、下記の措置を講ずることによりダンピング受注の防止を図るよう法第 20 条第 2 項に基づき改めて要請します。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお願いします。

記

1 ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、今般の中央公契連モデル及び国土交通省の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

2 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しについて

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうこと、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとすること。